

# 一般競争入札心得

## 公立大学法人大阪府立大学

(目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪府立大学が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、公立大学法人大阪府立大学が定める規程及びその他の法令並びに入札説明書、契約書案の各条項、この心得、入札説明事項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。

3 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

4 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

(入札)

第3条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定された日時及び場所において、入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。

3 入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止することがある。

4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札場には、入札参加者並びに入札執行担当職員及び当該入札に立ち会う職員（以下「立会い職員」という。）以外の者は入場することができない。

7 入札参加者は、入札場に入場しようとするときは入札執行担当職員に一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示しなければならない。

(入札書の書換等の禁止)

第4条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第5条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札参加者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせる。

2 入札参加者は、開札開始後入札場に入場することができない。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 第9条の規定による再度の入札をしたとき、前回の最低価格以上の価格でした入札
- (7) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額（以下「落札金額」という。）とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度の入札)

第9条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、2回以内とする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第6条第1号及び第2号又は第9号から第11号までのいずれかに該当し無効とされた入札をした者

(2) 第6条第11号の規定により無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められる者

(契約保証金等)

第10条 落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社と公立大学法人大阪府立大学を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上とする。）を締結した場合又は、過去2年の間に公立大学法人大阪府立大学、国又は地方公共団体と同種類及び同規模の契約を2件以上締結し、誠実に履行した実績を有する場合は、契約保証金は免除する。

(契約書の提出)

第11条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日から契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第12条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立て)

第13条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。